

令和4年1月17日

神田町会の皆様

松本市町会連合会
会長 内山 博行

新型コロナウイルスに伴う地区、町会の行事、会議等の対応について

日頃より、町会、地域の発展や、住み良いまちづくりのためにご尽力いただいていることに、心より敬意を表します。

さて、長野県は、松本市内の新規陽性者が増加していることを受け、1月14日に松本市の感染警戒レベルを5に引き上げ、「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出しました。

市内での感染拡大を出来る限り抑えつつ、社会経済活動を継続するため、県が実施する感染症対策を徹底した上で、基本的な感染症対策を徹底した上で、各種事業に取り組むことといたしました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策本部 危機管理部長・健康福祉部長名にて、以下のとおり市の対応方針が示されましたので、ご確認ください。

記

1 市の取組みについて

ゼロ密環境を前提とした上で、県の方針及び対応に準じ対応します。

- (1) 市有施設は、原則として通常開館・開場とし、必要に応じて利用制限や入場制限を行う。
- (2) 貸館については、新規予約を停止し、予約済の案件についても延期や中止の検討を依頼する。また、実施する場合は感染症対策の徹底を依頼する。
- (3) 屋外施設については、原則開場とする。

2 公民館及び福祉ひろばの対応

(1) 公民館

ア 新規予約を停止

イ 予約済の案件についても延期や中止の検討を依頼する。

ウ 感染リスクの高い、大声を出す活動、飲食を伴う活動及び密集する運動等は延期または中止を要請する。

(2) 福祉ひろば

ア ひろば事業については、感染予防対策を徹底した上、事業を実施する。

イ ゼロ密環境の対策が困難なものについては、延期や中止を検討する。

ウ 特に、感染リスクの高い、大声を出す事業、飲食を伴う事業及び密集する運動等は中止とする。

エ サークル活動については、中止または延期を要請する。

2 依頼事項（1月17日～）

(1) 地区・町会の会議やイベントについて

会議及びイベント等は、3密の回避などの感染予防対策を徹底し実施してください。

ア 会食を実施する場合は、4人以内、2時間以内とし、別紙のまつもと版「新たな会食のすゝめ」を遵守してください。

イ 会議・イベント等への強制参加等を行わないようお願いします。

ウ 会議・イベント等実施にあたり、ワクチン接種実施の有無を参加者に対し確認するなどの行為は、ワクチン接種の強要ととられる可能性がありますので控えるようにお願いします。

(2) 配布文書について

感染予防対策の徹底を図りながら配布してください。特に仕分けを行う際は、3密を避けるなど感染予防対策の徹底をお願いします。

松本市町会連合会 事務局
松本市役所 地域づくり課内
担当 宇留賀、塩原、小林
電話直通 34-3280
Email chiikidukuri@city.matsumoto.lg.jp